

TSOD（肥満・糖尿病）マウス研究会研究助成規程

（目的）

第1条 この規程は、TSOD（肥満・糖尿病）マウス研究会（以下「本会」という）が、TSOD マウス研究の推進を目的として、本会会員を対象に行う研究助成について定める。

（助成方法）

第2条 研究助成は、次の方法により行う。

- (1) 研究に必要な TSOD マウス及び TSN0 マウス(以下、2 系統を合わせ「TSOD マウス」という。)の 50%割引価格での提供による助成
- (2) 研究に必要な薬品、消耗品等費に充てるための金銭による助成
- (3) (1)と(2)の併用による助成

2. TSOD マウスの 50%割引価格での提供については、動物繁殖研究所の研究助成として本会を経由して行うものである。

（助成申請）

第3条 研究助成を受けようとする会員は、研究助成申請書様式第1号により会長に研究助成申請を行うものとする。

2. 前項の研究助成申請の募集期間及び募集の詳細については、毎年度会員にメール等で周知するものとする。

（助成決定）

第4条 理事会において提出のあった研究助成申請の審議を行い、当該年度における本会予算額及び動物繁殖研究所が定める 50%割引価格での提供動物数の範囲内において採択課題を決定する。

2. 採択課題の決定にあたっては、学生会員の研究を奨励するため、学生会員を対象とする学生助成枠を設ける。

3. 採択課題は、研究助成採択決定通知書様式第2号により申請者に通知する。

（交付請求）

第5条 前条の研究助成採択を通知された会員は、速やかに研究助成交付請求書様式3号を会長に提出するものとする。

2. 本会は、前項の研究助成交付請求書を受理したときは速やかに請求会員に助成金を交付し、または動物使用計画に基づき TSOD マウスを 50%割引価格で提供するもの

とし、動物輸送にかかる輸送費及び輸送箱代については、全て会員の負担とする。

3. TSOD マウスの 50%割引価格での提供にあたっては、助成元である動物繁殖研究所と動物使用計画の調整をする場合がある。

(報告義務)

第6条 本会の研究助成を受けた会員は、会長から請求があったときは、研究の進捗・経過状況等について、速やかに書面により報告しなければならない。

(研究等の変更)

第7条 助成研究が次に該当することとなったときには、あらかじめ会長に報告し承認を得なければならない。

- (1) 研究内容を大きく変更しようとするとき
- (2) 予定期間内に研究が完了しないとき
- (3) 研究の遂行が困難になったとき

(研究実績報告)

第8条 本会の研究助成を受けた会員は、助成研究完了後、研究実績報告書様式第4号を提出しなければならない。

2. 前項の報告書の提出期限は、定められた研究期間終了後3ヶ月以内とする。
3. 理事会において前項の報告書を精査し、研究内容が不十分と判断された場合、助成金の返還を求めることがある。

(会計報告)

第9条 研究助成金については、採択研究課題以外の目的に使用してはならない。

2. 助成研究に係る収入及び支出に関する帳簿を備え、定められた研究期間終了後3ヶ月以内に当該収入及び支出を明らかにする証拠書類を添えて本会に提出しなければならない。

3. 会長は、必要があると認めるときは、研究助成を受けた会員に対し、研究助成の経理について調査、指導、又は報告を求めることができる。

(研究成果の公表)

第10条 研究助成による研究成果を論文等により公表するときには、本会又は動物繁殖研究所の助成を受けた研究である旨を記すものとする。

2. 研究助成の研究内容については、本会主催の情報交換会で発表するものとする。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、研究助成に関し必要な事項は、理事会で定める。

2. この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 12 日から施行する。

この改定は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この改定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。